

人と人をつなぐ手話



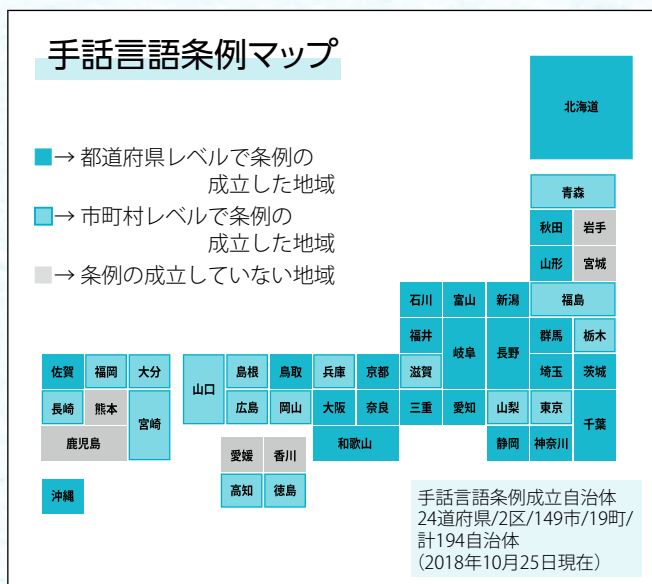
平成30年3月20日、「伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例」（以降、「手話言語条例」と略）が制定され、同年4月1日に施行となりました。

この条例は、町民一人一人が手話を言語であると認識し、手話を使用する方が安心して日常生活を送ることができるよう環境を整え、地域で支え合う社会を実現することを目的としています。

今後町では、この条例に基づき、子どもからお年寄りまで広く手話の普及に努め、障がい者にやさしいまちづくりを進めます。

全国の手話言語条例制定の状況

平成25年の鳥取県手話言語条例を皮切りに各自治体で条例が制定され、現在（平成30年10月25日時点）は194の自治体で施行されています。



※全日本ろうあ連盟ホームページより一部引用

伊奈町では

平成29年度に手話言語条例制定に向けた検討会を5回重ね、今年3月の町定例議会で制定されました。

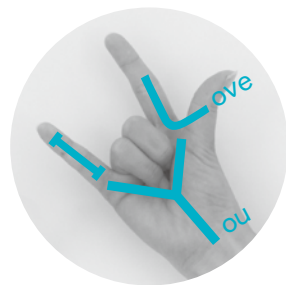
検討会には福祉課・伊奈町社会福祉協議会に加え、「伊奈町手話の会」（5ページにインタビューを掲載しています）の会員や聴覚に障がいのある住民の代表の方が出席し、条例案の内容を細かい部分まで検討しました。

話し合いの中では、聴覚に障がいのある方自身の経験を踏まえた具体的な内容や条例制定後の取り組み・ビジョンなどが挙がり、手話条例の内容がよりろう者などの住民に寄り添ったものになりました。

～ 特集用語解説 ～

ろう者 … 手話を母語（人生で初めて獲得した言語）として使用し、日常生活を送る方のことを指します。

「ろう者」のほかに、耳が聞こえにくく手話や筆談でやりとりしたり、補聴器などを使って音声で会話する方を「難聴者」、音声言語（日本語・英語といった話す言葉）を覚えたあとで、耳が聞こえなくなった方を「中途失聴者」と呼びます。このように聴覚の障がいを持つ方は、聞こえない程度や聞こえなくなった経緯によって呼び方が異なります。



表紙のこのポーズは、「I Love You」を表現しています。みなさんも気軽に使ってみてください！

手話言語条例の基本理念は「手話の普及およびろう者に対する理解の促進は、町民一人一人が、手話が言語であり、意思疎通を円滑に図る手段であることを認識し、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生することを基本として行うものとする。」とされており、健聴者とろう者の共生のために、町・町民・事業者にはそれぞれ役割があります。



町

- ・手話の普及およびろう者に対する理解を広める。
- ・手話を使用しやすい環境づくりを進める。
- ・学校等で手話に触れる機会をつくる。
- ・手話通訳者を養成する。

町民

手話への理解を深め、ろう者と手話で意思疎通することで、暮らしやすい地域社会の実現に努める。

事業者

手話への理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境整備に努める。

聴覚に障がいを持つ方は、外見では判断できません。次のような場面に遭遇したら、聴覚に障がいを持つ方の可能性があります。

- **自転車で走行中、前方の歩行者にベルを鳴らしても避けない・無反応**
⇒自転車を降りて押しながら歩き、優しく肩をたたいて知らせる
- **職場やサークルなどの会議・交流会で一切話さない・返事がない**
⇒発言を求めるときは1対1の姿勢を取り、手話や筆談などで対応する
- **事故・災害が起きたとき、逃げようとしめない・普通にしている**
⇒周りの状況を手話や筆談等で伝え、逃げる手助けなどをする

人が外から得る情報のうち、聴覚は重要な役割を担っており、健聴者の想像を超える不便さや精神的な負担があります。手話が完璧にできなくても、簡単な手話や筆談、ジェスチャーなどで意思疎通ができれば、健聴者とろう者の共生の実現に一步近づくことでしょう。